

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○医療法施行細則の一部を改正する規則……………（医務業務課） 27

告 示

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 27

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 27

○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 28

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 1 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第2号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第37条第14号中「診療録等の提出の命令」を「提出命令及び立入検査」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

別記第13号様式5の事項の次に次の1事項を加える。

6 医療法第12条第2項各号のうち該当する規定

別記第20号様式別紙その1及びその5中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第20号様式別紙その1及びその5の改正規定は、平成31年9月1日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の医療法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年 1 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 斜里郡小清水町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

小清水町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 斜里郡小清水町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

小清水町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び小清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。

平成31年1月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第798号
- 2 所在が不明な者 嶋村 充、嶋村 和子、能戸 直利、中村 カツ、門口 一徳、岩船 市松

北海道告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 幸徳大樹停車場線	広尾郡大樹町字幸徳32番2地先から 同郡大樹町字大全地先（河川敷地）まで	平成31. 1.15